

中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

○厚生労働省告示第四百四十五号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十三条第二項の規定に基づき、令和五年四月一日前に退職した被共済者であつて令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、令和五年四月一日以後令和六年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から令和七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものと及び令和六年四月一日以後令和七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三